

『詩・言語』 刊行規定

1. 投稿資格は、原則として、東京大学大学院人文社会系研究科ドイツ語ドイツ文学研究会会員で、指定期日までに投稿希望届を提出した者が有する。ただし、非会員にも例外的に寄稿を求めることがある。
2. 原稿は未公刊のものとする。
3. 原稿の執筆に当たっては、別に定める「執筆要綱」に従うものとする。
4. 本誌は原則として年2回刊行する。投稿者は、各回ごとの指定期日までに投稿希望届を提出し、締切日までに原稿を提出しなければならない。
5. 提出された原稿は、論文審査委員会による審査に基づいて採録不採録が決定され、投稿者に通知される。
6. 採録が決定したら、執筆者は印刷原稿の作成に各々責任を持つ。印刷原稿の作成に当たっては、刊行委員長の指示に従うものとする。
7. 採録決定者は、本誌刊行にかかる費用のうち、本会が請求する金額を支払う。
8. 採録された論文等の著作権は著者と本会の共有とする。
9. 上記以外の編集に関わる問題が生じたときは、刊行委員会が個別に対応する。